

兵庫県公報

令和5年10月13日 金曜日 第456号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 令和5年度ふぐ処理責任者試験の実施（生活衛生課）	1
○ 保安林の指定（治山課）	3
○ 保安林の指定予定（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	9
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	10

告 示

兵庫県告示第1050号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 アイワ病院
所 在 地 尼崎市東園田町4丁目101番地4
認 定 年 月 日 令和5年10月1日
認定の有効期限 令和8年9月30日

~~~~~

### 兵庫県告示第1051号

食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第13条第1項の規定により、令和5年度ふぐ処理責任者試験を次のとおり実施する。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 試験日時
  - (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験  
令和6年2月3日（土）午後1時30分から
  - (2) 実技試験  
令和6年2月11日（日）又は同月12日（月）の午前9時から午後5時までの間で指定した日時
- 2 試験場所

- (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験  
神戸市中央区山本通4丁目22-15 兵庫県立のじぎく会館
- (2) 実技試験  
神戸市中央区栄町通3丁目5-1 神戸国際調理製菓専門学校

3 試験科目

- (1) 学科試験
  - ア 水産食品の衛生に関する知識
  - イ ふぐに関する一般知識
- (2) ふぐの種類鑑別試験  
実物のふぐの種類を標準和名で鑑別
- (3) 実技試験
  - ア ふぐの処理
  - イ ふぐの臓器鑑別
  - ウ ふぐの処理等の衛生的な取扱い

4 受験手続

試験を受けようとする者は、電子又は書面により申請を行うものとする。

(1) 電子申請

|      |                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 「兵庫県電子申請共同運営システム」により、必要事項を記入し、写真（出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像のもの。）を添付した上で申し込むこと。                                                 |
| 手数料  | 11,000円<br>兵庫県電子納付システムを利用して納付すること。<br>受験申請受付後、手数料は返還しない。<br>なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金（4,400円）が必要となる。<br>※ふぐの代金の詳細については別途指示する。 |
| 受付期間 | 令和5年11月27日（月）9時から同年12月1日（金）17時まで（受信有効）                                                                                    |

(2) 書面申請

|      |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 兵庫県保健医療部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する受験願書に必要事項を記入し、写真（出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像のもの。）を貼付した上で、生活衛生課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所に持参して提出すること。<br>郵送の場合は生活衛生課に提出すること。<br>〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1<br>兵庫県保健医療部生活衛生課食の安全安心推進班 |
| 手数料  | 11,000円<br>兵庫県収入証紙を受験願書に貼付すること。<br>受験願書受付後、手数料は返還しない。<br>なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金（4,400円）が必要となる。<br>※ふぐの代金の詳細については別途指示する。                                                                                                                                     |
| 受付期間 | 令和5年11月27日（月）から同年12月1日（金）まで<br>9時から17時まで（正午から13時までを除く。）<br>郵送する場合は、簡易書留により上記期間に生活衛生課必着とする。                                                                                                                                                                 |

5 携帯品

- (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験  
受験票及び筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）
- (2) 実技試験  
受験票、調理に適した衛生的な服装（白衣、帽子、マスク、前掛け、調理靴等）、包丁及びふきん（水道が使えないため、5～10枚程度多めに用意すること。）

6 合格者の発表

- (1) 日時  
令和6年3月4日(月) 午前10時(兵庫県ホームページには同日正午公開)
- (2) 場所  
生活衛生課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第1052号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
宍粟市山崎町土万字上ミ岡760の1から760の5まで、760の8から760の10まで、760の24、760の25
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ミ岡760の1・760の2・760の9・760の10・760の25(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、760の24
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1053号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市江野字水上521、521の1、521の2、521の5、521の12、521の13、字焼山555、555の1から555の3まで、556
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1054号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市江野字タイノベ299の1、299の3から299の11まで、字カヤ谷572の1、572の2、576、594、595の1、596、598
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1055号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市大谷字奈佐坂56の1、56の2、63、63の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1056号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市宮井字金場797、797の1
- 2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市辻字大谷459

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1058号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市城崎町来日字岩尾1175、1175の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1059号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町福見字カンノフジ102から104まで、108の8、字矢谷227の1、230から232まで、234の1、234の2、235、238、238の1、239、字観音寺247の1、247の2、248から250まで、252の1、252の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字カンノフジ102・103・字矢谷227の1・232（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、230、231、234の2、字観音寺249、250
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1060号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町奥山字蛇谷138、153の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1061号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市出石町三木字水上34、字阿知谷37、39、41の1、43の1、字口阿知谷44、45、46の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1062号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
加西市畑町字漆谷2307の1から2307の6まで、2307の7（次の図に示す部分に限る。）、2307の9、2307の10
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字漆谷2307の9・2307の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1063号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市氷上町横田字谷屋1034、1036、1046の1、字山田1058の1、1058の2
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷屋1034・1046の1・字山田1058の1・1058の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1064号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市氷上町稲畑字萱苺2134の1、2135、2136の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字萱苺2134の1・2135・2136の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市氷上町横田字吉右エ門谷1090、1097から1099

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉右エ門谷1090・1097・1099（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）



イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1066号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年10月16日から適用する。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

|  |        |           |
|--|--------|-----------|
|  | 同 松帆支所 | 南あわじ市松帆高屋 |
|  | 同 志知支所 | 南あわじ市志知鉦  |

」

を

「

|  |        |           |
|--|--------|-----------|
|  | 同 西淡支所 | 南あわじ市松帆高屋 |
|--|--------|-----------|

」

に、表一般社団法人兵庫県食品衛生協会の項中

「

|  |          |          |
|--|----------|----------|
|  | 宍粟食品衛生協会 | 宍粟市山崎町山崎 |
|--|----------|----------|

」

を

「

|  |               |          |
|--|---------------|----------|
|  | 宍粟食品衛生協会      | 宍粟市山崎町山崎 |
|  | 宍粟食品衛生協会北部出張所 | 宍粟市波賀町上野 |

」

に改める。



兵庫県告示第1067号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 第R05中播位置<br>0004号 | 5.9.28           | 揖保郡太子町立岡字式升合102番12 | 6.0          | 25.37        |

## 教育委員会告示

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月13日

契約担当者

兵庫県立人と自然の博物館長 中 瀬 勲

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立人と自然の博物館情報システム及び機器更新業務等一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立人と自然の博物館 三田市弥生が丘6丁目
- 3 落札者を決定した日  
令和5年9月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ブレイン 西脇市鹿野町1352
- 5 落札金額  
131,155,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年8月18日